

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：2022年度における税還付・費用減免政策のまとめ

コロナパンデミックに対する中国政府のゼロコロナポリシーにより、数多くの都市部がロックダウンされました。そのインパクトを和らげるため、企業の税負担や費用負担を軽減する政策が同時に打ち出されました。

2022年度における、新規の税還付・費用減免政策をまとめました。現地法人が適用対象になるかを検討し、資金繰りや事業計画に活かすことのお役に立てればと考えられます。

1. 新規政策の規定について

2022年10月までの新規政策について、下記のように、適用対象、優遇内容、適用期間ごとにまとめました。

#	新規政策	適用対象	優遇内容	適用期間
1	2022年期末の増値税の控除不足税還付	小規模企業等、製造企業等、卸売業小売業等の幅広い企業	一定の条件を満たす企業が、2022年4月~2022年7月からの所属納税期間において、一括で当期期末の増値税の控除不足税額の還付を申請することができる。	2022/4/1~
2	中小微企業設備器具所得税税前控除政策	中小微企業	2022/1/1 から 2022/12/31 にかけて新規購入した設備、器具は、購入価格は 500 万人民币元以上のものは、一定の比率で企業所得税の税前控除することができる。	2022/1/1~2022/12/31
3	航空と鉄道運送企業の支店が増値税の前払を一時的に中止税策	航空と鉄道運送企業の支店	2022/1/1 から 2022/12/31 にかけて航空と鉄道運送企業の支店が増値税の前払を一時的に中止する。	2022/1/1~2022/12/31
4	公共交通運送サービス収入に係る増値税の免税政策	公共交通運送サービスを提供する納税者	2022/1/1 から 2022/12/31 にかけて公共交通運送サービス収入に係る増値税を免税する。	2022/1/1~2022/12/31
5	小規模納税者が増値税の免税政策	増値税小規模納税者	2022/4/1 から 2022/12/31 にかけて3%の徴収率が適用する収入に係る増値税を免税する。	2022/4/1~2022/12/31
6	科技型中小企業の開発研究費用の特別控除	科技型中小企業	2022/1/1 から開発研究活動に係る支出は、費用とする場合、実際発生金額の100%を加算控除し、資産に形成する場合、資産コストの200%を減価償却する。	2022/1/1~
7	宅配便サービス収入に係る増値税の免税政策	条件を満たす宅配便サービスを提供する納税者	2022/5/1 から 2022/12/31 にかけて住民に必要な生活資料に関する宅配便サービス収入に係る増値税を免税する。	2022/5/1~2022/12/31
8	一部の乗用車に係る車両購入税を減免政策	条件を満たす乗用車を購入する納税者	2022/6/1 から 2022/12/31 にかけて価格(税抜き)が30万人民币元以下、且つ排気量の2.0L以下の乗用車を購入する場合、車両購入税が半減する。	2022/6/1~2022/12/31

#	新規政策	適用対象	優遇内容	適用期間
9	小規企業“六税両費”減免政策	増値税小規模納税者及び小型零細企業と個人経営者	2022/1/1 から 2024/12/31 にかけて資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、教育付加費、地方教育付加費を税額の50%以内に減免する	2022/1/1~2024/12/31
10	小型零細企業減免企業所得税政策	小型零細企業	2022/1/1 から 2024/12/31 にかけて小型零細企業の年度所得額が100万超且つ300万以下の部分に対して、5%の実効税率が適用される	2022/1/1~2024/12/31
11	製造企業の中・小・零細企業の一部の税費の支払期限を延長政策	条件を満たす製造業の中・小・零細企業	2021年の4Q一部税費の支払い期限を延長したうえで、2022年の1Q・2Qの一部税費の支払い期限を6ヶ月延長する。	2022/1/1~2022/6/30
12	一時的企業負担分の社会保険の納付期限を延長政策	衰退業界に所属する企業とコロナの影響が深い地域での経営困難すべての中・小・零細企業・個人経営者	企業負担分の2022年4月~6月の養老保険、2022年4月~2023年3月の労災保険と雇用保険の支払期限は、養老保険が2022年年末まで、労災保険と雇用保険が1年以内に延長する。延長期間において、延滞金を徴収しない。	

2. お見逃しなく!

国家税務総局や財政部などにより発表された政策が、実際に適用される際、各地方の現状に応じて異なることがあり得るため、所轄税務局に事前に確認する必要があると考えられます。

現地の税理士等に相談し事前照会を行う等、適用条件を満たすか否かに関する判断や必要書類の準備などは、専門家の意見を参考にすることをお勧めいたします。